

発議案第 24 号

暫定税率の撤廃を求める意見書について

標記について、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成 19 年 12 月 21 日

提出者	盛岡市議会議員	伊 勢 志 穂
賛成者	盛岡市議会議員	鈴 木 礼 子
	〃	藤 川 智 美

盛岡市議会議長 工 藤 由 春 様

暫定税率の撤廃を求める意見書

ガソリン税は本来の税率より、揮発油税が2倍、地方道路譲与税が1.2倍の暫定税率が課されています。昭和49年から2年間の暫定的な措置であったこの税率は租税特別措置法の期間延長改正によって現在まで続けられてきましたが、今年度末に期限切れを迎えます。

この間のガソリンを初めとする石油関連製品の急速な値上がりによって、国民生活及び産業が大きな打撃を受けています。このままでは、一部で上向きになりつつある景気動向にも冷水をかけるものになりかねません。

暫定税率の期間延長を行わなければ、ガソリン価格は25.1円以上下がるはずですが、国民の負担を減らすために、期限切れと同時に暫定税率を廃止し、ガソリン価格を引下げるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成19年12月21日

盛岡市議会